

出向者に対する給与と社会・労働保険

出向とは、会社間の契約によって、従業員が雇用先である会社（出向元）に籍を置いたまま、子会社や関連会社、取引先企業等の会社（出向先）の従業員としての地位を取得し、当該出向先の指揮命令下で業務に従事する形態をいいます。出向者は、出向元と出向先の両方で雇用関係が生じる関係にあり、出向者に対する指揮命令権は、出向元から出向先に移ることになります。

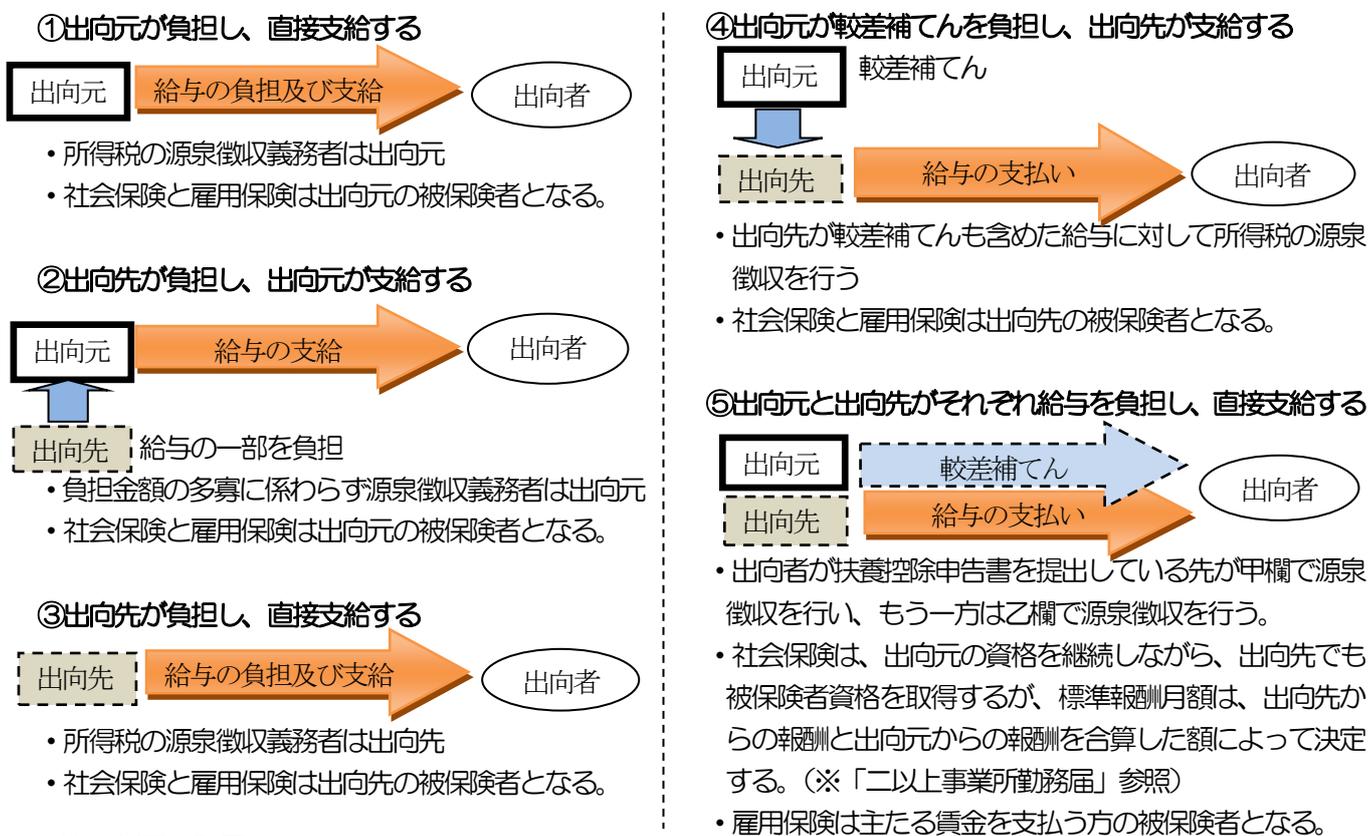
使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

（労働契約法第14条）

出向者に対する給与と社会・労働保険

出向者に対する給与の負担や支払い方法は、下で挙げるケースが一般的です。出向元と出向先がどのようにするか話し合い出向契約で決定します。雇用保険は、生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けているほうの雇用関係についてのみ、被保険者となります。社会保険は、使用関係があり報酬が支払われている企業（一方または双方）で厚生年金保険・健康保険の適用を受けます。労災保険は、出向者が出向先の指揮命令下で労働に従事する場合は、出向先の保険関係として取扱います。出向元から賃金が支払われている場合は、出向者の賃金額を出向先が自社の賃金額に含めて労災保険料を負担します。

出向者に対する給与の支払い方法の例



2以上事業所勤務届

同時に2以上の事業所に使用され、各々の事業所から報酬を受けている人がいる場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、各事業主がそれぞれ保険料の納付義務を負います。この場合の各事業主の負担する保険料の額は、2以上の事業所の報酬総額に各事業所における報酬または賞与額の割合で按分した額により定められます。必要な手続きは、被保険者が2以上の事業所に勤務することになった日の翌日から10日以内に『健康保険 厚生年金保険被保険者二以上事業所勤務届』を自ら選択する事業所を管轄する年金事務所または健康保険組合へ届け出ます。

2以上の事業所に勤務する人の標準報酬月額

2以上の事業所から報酬を受けている人の場合、各事業所の報酬を合算して一つの標準報酬月額が決められ、保険料は事業所毎の報酬月額で案分されることとなります。ただし、管轄の年金事務所が異なっている場合や、協会管掌健康保険と健康保険組合のように保険者が異なっている場合は、被保険者が「保険者選択届」で一つの保険者を選択することとなります。